

フリッツ・ナフタリ編

経済民主主義 (3)

山田高生訳

第三節 公営企業

I

これまでの節では現代の資本主義経済における変化が跡づけられ、そこに計画的な経済指導への萌芽と経済指導の民主化への出発点が認められたが、以下の節では、生産設備の所有関係が専制的私的資本主義体制とは対立する経済現象が扱われる。ドイツ経済における非資本主義的企業の進出過程は三つの形態で行なわれている。

1 公営企業

2 協同組合

経済民主主義 (3)

經濟民主主義 (3)

3 労働運動における労働組合の自主経営

非資本主義的形態の經濟がうけ入れられるこれら三つのタイプは、その成立、活動分野、範圍について非常に多様である。だがそれらは、資本主義的収益原則からの離脱を基礎として、經濟の民主化過程のなかで重要な役割を(54)果たすという課題を共有している。

民主的に組織され統治されている国家では国营企業が、民主的に組織され管理されている地方自治体では市町村の企業が經濟民主主義の形成の一形態である。ここでは、經濟的企業は國民の支配のもとにおかれる。真に民主的な公共団体の公営企業をもうひとつの經濟の民主化の萌芽(經濟議會、經濟部門の自治管理団体、協同組合)から區別するものは、經濟的企業にたいし最終的に責任を負う國民代表が、ここでは普通選挙によって他のすべての(政治的、文化的)利益代表について形成されるのと同じ機関であるということである。これにたいし、他方の經濟民主化の形態ではもっぱら經濟に(あるいは經濟の一定の局面に)關係する機関だけがいつも問題となる。經濟的民主主義の機関と政治的民主主義の機関とのこのような一致から、現代の公営企業經濟の特殊な問題が生ずる。

しかし公営企業は、國家の民主化よりもずっと以前から成立していた。中世の貴族主義的商業都市の銀行や古代ローマの穀物貯蔵所經營のような古い組織を除けば、また大昔の行政当局の道路建設事業も度外視すれば、重商主義時代の國家經濟の創作物が現代の公営企業の直接の先驅者として、部分的には今日でもなおあまり変らない形で存続している。軍隊の恒常的な大量需要が大規模經營の創出の前提となったのであり、その一部は今日まで維持されている。シュレージエンのいくつかの国营鉱山・冶金工場とベルリンの軍需工場は、プロイセンのフ

リードリッヒ大王の時代のものである。同様な大規模経営形態の前提は、当時二・三の宮庭奢侈品産業でのみ見ることができた（ベルリン、マイセン等々の陶器、マニファクチュア）。しかしそれよりもはるかに著しく、現代の経済組織はかつての公営信用制度によって先取りされていた。国立銀行と旧公営土地信用機関は、私営の株式銀行より一世紀も古い。同様に公営の火災、保険制度は一八世紀に生れた。国家財政の近代制もこの時代に創出された。そのさい、国の鉱山権を有償で与える代わりに国が自分で鉱山を経営するとか、あるいは（例えば煙草専売や塩専売のように）間接税から財政独占に移行するばあいには、公営企業が設立され、若干の国では今日にいたるまで存続している。

このように国営企業の重商主義的体制においては、公共福祉の理念（軍事的な国益、農業の信用貸しと土地改良の促進、節約の奨励、火災による損害の保護）は、国庫収入の利益（国営施設からの収益）と結びついていた。このあと一九世紀には、資本主義的生産方法が私的企業家の自由競争を基礎に発展し、国家干渉にせまい限界がおかれたとき、重商主義時代からうけ継がれた国営企業もこの新しい体制に適合しなくなった。私的企業は明確に利潤をめざした。良い経営の淘汰、悪い経営の排除、生産された商品の量、種類、価格の決定は、収益性によって規制される（たとえ恐慌と変動のもとでも）。しかし公営企業では、最初から「徴収による」（国庫収入の）利益と公共福祉の利益とが結びついている。国は私的企業家と競争するが、しかし同時に競争相手について警察による監視を行ない、競争相手から租税をとり立て、そして租税収入を自分の経営を強化し相手企業を弱めるのに用いることができる。これによって自由競争は不可能になるということはないだろうか。自由競争をつくり出すために、はつきりした境界線を引くべきではないだろうか。国には公共の福祉にたいする配慮のみが委ねられる——したが

って国は、税金で維持される純粹な補助金依存事業にたずさわる——、私的企業にはその利潤にたいする配慮が委ねられる——したがって私的企業は、利潤獲得事業にたずさわる——べきではないだろうか。これらの疑問が私的企業家層によって出され、そして肯首された。しかしながら實際の發展は、そうした境界線とはなんらかかりなしに進んだ。なぜならその後の資本主義の發展は、私的競争になじまない勢力を麻痺させるどころか、以前よりもっと強化したからである。都市への大衆の集中によって、電気、水道、交通手段の供給の問題が生れた。鉄道網と電信網が国中をおおった(道路網は同じく広範囲にわたって敷設された)。現代のエネルギー、經濟——鉱物燃料を精製して、輸送しやすく且つとり扱いやすいエネルギー形態である電気とガスにかえること——は、幾百万の家計と中小企業の不可欠な基礎となった。これらの新種の商品は、自由な資本主義の市場の法則になじまなかつたのである。同じ区間に二つの私鉄の路線や二つの電線が走り自由に競争しあうこと、あるいは同じ市街区に二つの別なガス会社から供給が行なわれることは明らかに不合理である。(そうした事例はないわけではない。)

それ故、ここでは資本主義的集中がとくに急速に作用したのであった。ここでは他の産業部門より急速に、小競争者の没落、大独占の形成、そしてあらゆる資本主義的集中の最終的帰結として私的独占から公的独占への変化が行なわれた。なぜなら自由競争の規制力が排除されているところでは、もはや私的資本主義の生産方法にたいするいかなる正当化も存在しないからである。このことは戦前から、国家が民主化され大衆の代表が行政に登場するはるか以前から認識されていた。一九世紀のプロイセン鉄道政策や、最初の認可〔期間〕満了後に工場や市電を市の所有に移管した多くの大都市や小都市の市長の經營政策は、決して社会主義者の仕事ではなかつたのである。

鉱山業における強力な集中化運動とこれと結びついた無制限な私的独占の危険がきっかけとなって、プロイセンと他の諸州も、鉱山税徴収権を利用し、一部は古くから所有している鉱山（プロイセンはザール地方、中部ドイツ、シュレージエンの鉱山）を拡張して、鉱山を買いとったり新設したりした。かくてプロイセンは、戦争十年前には、レクリングハウゼン地区の鉱山収入とヒベルニア鉱山の収入によってライン・ウェストファールン石炭シンジケートのもっとも強力なメンバーとなった。プロイセンは、アンハルト、メクレンブルク、チューリンゲンおよびバーデンと並んでカリシンジケートのメンバーでもある。

戦争は経済にたいする国家の影響を強化し、国の参加する多くの強制シンジケートをつくり出した。しかし同時に、戦争のためにその影響を著しく集中化することも要求された。帝国は、——ビスマルク以来、財政上の関係では諸邦の居候であったが——はじめて独自の生産的資産を拡充した。それまでは、本質的に郵便、電報、エルクザス地方の鉄道に限られていたのである。新たに技術的問題が解決されたため、二、三の重要な原料生産の集中化が可能になり必要となった。以前とまったく同じように、地方自治体の生産的資産は現代の交通技術、電気技術、動力技術を基礎に増大した。帝国の中部ドイツ褐炭、鉄区では、軍需目的のためにアルミ、ニ、ウム、生産と合成窒素の生産に電気エネルギーを供給する大発電所が建設された。ここから高压電線によって、ベルリンの中央エネルギー消費局に送電された。遠距離送電方式は、あまり価値がないかあるいは輸送困難なエネルギー源の有効利用を可能にした。この方式は、以前から混合経済のライン・ウェストファールン電力会社で用いられていたが、「今や」直接電力源を支配する強力に中央集権化された国营電気事業の原則となった。南部の水力事業にも、国は南ドイツの諸州とともに参加した。そしてこの参加は、後に南ドイツの運河（ライン河—マイ河—ドナウ河、ネ

(57)

經濟民主主義 (3)

カル河—ドナウ河) 建設と関連してますます緊密になった。アルミニウムは、当初は戦争目的のために後には平和目的のために国が航空機製造に参加する基礎を与えた。さらに、航空輸送と飛行場にたいする国の利害関係がこれに結びついた。国の航空経済上の利益が、結局は全体利益の確保に十分な保証を与えない形(国の十分な統制なしに交付される補助金)にあるとしても——そしてこの形は強力に反対されねばならない——、若い航空輸送(業界)において私的独占を国家の影響下に組み入れようとする国の努力は実際にはおそらく正しいであろう。自動車、交通への国の参加も同じ方向にある。ここでは、水路と一諾になって国有の交通事業の複合体が成長している。国の交通主権を謳ったワイマール憲法の規定がその根拠を提供したのである。もちろん帝国憲法にもとづいて邦から帝国に移管された国有鉄道は、現在のところドーズ報告書によって特別な公的管理のもとにおかれ、国からは独立している。そのため、統一的なドイツ交通経済という理想から再び遠ざかっている。——戦時需要のため、帝国は自己の重工業基盤の創出にも着手した(鋳石鋳山を有するイルゼ、ダー冶金工業への参加)。独自の武器製造、機械製造、船舶建設は、明らかに帝国の経済活動の重要な部門を形成した。もちろんこれらの工場は、平時には再びその重要性を失い、移行期の困難のもとでひどい打撃を蒙った。主要な国营企業の制度は、共同の信用機関の監視をうける。帝国信用会社は、もともと国营企業(と軍需産業の企業)について信用上の統合を行なうために設立されたものであった。しかし時が経つにつれて、帝国信用会社の活動は外部の企業にも拡大した。その結果、帝国信用会社は現在では支店をもたない大銀行とみられており、資本金と決算総額の大きさでは私立の七大銀行と肩を並べるほどである。したがってこの銀行では、国有財産の管理と経済政策的理由からなされた国の特別な協定の処理(例えば輸出信用保証)のほかに、通常の銀行業務も行なわれている。それ故ここでも、公共

福祉の観点は再び収益目標の観点と結びついている。以前は帝国信用会社と同じであった信託局は、国営企業の帳簿管理を行なっているが、これも現在ではそのほかに私的な委託業務にもたずさわっている。以上挙げた企業は、ひとつにまとまって国家コンツェルン「フイアク」(大企業連合株式会社)を形成しており、国がその唯一の株主である。フイアクの監査役会は、国家官吏、議員および補充選挙で選ばれた企業家個人から構成されている。剰余金は、予備金に繰り入れないかぎり大蔵省に入る。フイアクのほかにも、国の土地政策、植民政策、住宅政策に沿って融資を行なう二、三の企業がある(ドイツ国土開発株式会社と建設・土地銀行)。

上述のごとく、州の活動領域は若干異なっている。古い徴税権にもとづく石炭鉱業、カリ鉱業、鉛石鉱業(岩塩鉱業と製塩業も)がそれである。国営の電力業は、鉛山業の国有と国営水力発電所の建設を基礎に次第に重要となろう。ドイツ全土は、今日では事実上半ダースの配電地区に分けられている。これらの地区は、一部は(中部ドイツでは)国営発電所によって、一部は(西部では)混合経済的なライン・ウエストフアレン発電所の集合体によって、一部は地方単位でいくつかの自治体が集ってつくっている発電所によって、その他はプロイセン、チューリンゲン、ザクセン、バイエルン、バーデンの諸州の大発電所によって支配されている。水路にかんする諸州の利害関心は、内水区域航行への参加に現われている(ザクセンはエルベ河の船舶交通、プロイセンはライン河の船舶交通)。ドイツの諸州は、郡の連合体や地方の連合体と並んで道路建設を手がけてきた。道路建設資材と自動車交通路にたいするそれらの利害関心もこれと絡んでいる。

つぎの表は、個々の生産部門にたいする公共団体の配分割合について説明している。(この数字は現在のドイツの領土を以てはまる。)*

公共団体の産出割合〔%〕

	1913年	1920年	1925年	
石炭	6.9	10.9	10.1	…これ以後、かなりの割合増加が見込まれる（ブロンクイセンによる「ツウクフト」炭坑の取得、ザクセンと地方自治体による新しい分野の開発）。
コークス	4.3	8.2	8.1	
褐炭	0.4	0.9	7.2	
練炭	0.05	0.03	3.17	
粗カリ	?	4.3	5.6	
岩塩	?	?	5.9	
海塩	21.0	28.1	40.7	
鉄鉱石	10.6	12.0	18.8	
粗鉄	?	1.06	0.65	
鉛鉱石	2.00	2.66	3.85	
鉛	?	30.2	35.1	
アルミニウム	64.2	65.6	74.0	…1925年の生産額算定では、電力供給会社の生産は全体で120億キロワットに達するが、そのうち43億キロワットが公営企業体である。その他に、混合経済的発電所の参加者として公共団体にふりあてられる生産額が32億キロワットある。そのうち公共団体は、配電所の50%と発電のはほぼ5%を供給目的とは別なことに利用することができる。
電力供給				
a) 公共団体50%以上	23.6	32.1	76.8	
b) 公共団体50%以下			9.4	
ガス	84	86	87	
鑄金	?	?	1.65	
鉄道（軌道距離の割合）		92.2		
路面電車（操業の割合）				
a) 公共団体50%以上	50	62	72	
b) 公共団体50%以下	—	21	21	
c) 民間	50	17	7	
林業	65	?	?	

経済民主主義 (3)

* 主として『フランクフルター・ツァイトウング』紙のペートヒャーの経済曲線による。

信用制度の分野では、公共団体の活動は重商主義時代には多様なやり方で行なわれていたが、一九世紀には私立銀行の発展によって特殊分野に制限された。しかし後には、とりわけ戦後、再び多面的な活動を展開するようになった。プロイセン州立銀行とバイエルン州立銀行は、短期の預金業務と手形業務をはじめた。（プロイセン地方銀行のよな）公法上の信用金融機関が農業を援助するために設立され、後には都市の土地信用を援助するためにも若干の信用金融機関が設立された。プ

ロイセンの中央協同組合金庫は、農業と中小企業の分野で協同組合に代表される個人信用を促進するという特殊な課題を持った。貯蓄銀行は、国または地方自治体の公債証書に応募するか、あるいは公共の信用金融機関の抵当証券をひき受けることによって、中産階層の貯蓄を国民経済や国家に有効に役立てた。貯蓄銀行はもともと質屋の仕事と結びついており、したがって貧乏な市民を暴利からまもるものだったのである。それと並んで紙幣発行銀行の活動が発展したが、これは国の短期信用をとり扱い、同時に国民経済のために通貨調整を行なった。しかし株式銀行が急速に発展するとともに、公営の銀行は短期業務の大部分を失ない（信用銀行に移った）。長期業務のかんりの部分も（不動産銀行に移った）。だがそれ以外の制限された業務の枠内では、公営の信用金融機関はその取引高と全国民経済の信用への参与割合を上昇させた。これは、地方自治体の経済（と国の経済）が盛んになり、それによって地方自治体（と国）の信用需要も増大したのに対応している。さらに、公的長期信用の発展にとって疾病保険と職員保険の負担者も重要であった。全体としては、私的機関と公的機関から貸し出された全長期信用のうち公的機関の分は、戦前にはほぼ五分の三に達した。つまり五〇〇億マルクの総額のうち、ほぼ三〇〇億マルクである。しかもそのうち二〇〇億マルクが貯蓄銀行の分で、八〇億マルクが公営の不動産信用機関の分であり、残り二〇億マルクは社会保険の負担者の分であった。

戦前には、帝国、邦および地方自治体は、ドイツ経済の国内負債総額のうちほぼ九分の一（一九二五年には五分の一から六分の一）に関与した。この公的な信用需要のほぼ六分の一は、公営の信用金融機関によって満たされる。そのさいこの金融機関は、中産階層の貯金と被用者と雇業者の保険拠出金を吸収するが、そのほかに有産階層が出資している公開の資本市場（地方自治体の債券と個人の抵当証券の販売）をも利用している。しかし公的信用

経済民主主義 (3)

需要の充足は、公営金融機関の全活動のほんの一部であり、戦前には長期投資全体のほぼ六分の一（一九二五年には丁度四分の一）にすぎなかった。残りの大部分は、農業と都市の家屋所有者と工場所有者の手にまわった。したがって公営の信用金融機関は、単に公共団体の独自の信用需要を満たすための組織であるばかりではない。それどころか、民間の信用経済のなかにも入りこんでいるのである。戦争以後、それはもはや長期業務にのみ限定されなくなった。（因みに、貯蓄銀行は一九〇七年の小切手法によってその可能性をすでに得ていたのである。）一部には、戦後の一時的な諸要因が重なってこれに作用した。すなわち、信用期間の短縮を余儀なくした異常で不安定な利子率、インフレーション期後の未だ払拭されない不信任感、政府の貨幣保有高の一時的膨脹がこれである。この最後の原因は、税金にたいする金準備率が誤って決められた結果であって、公共団体を大がかりな短期投資に

導いたのである。しかしインフレーションの影響が完全に克服された後でも、短期の信用市場における公営信用金融機関の活動が再び戦前の水準に縮小されることはないと思われる。その間に、公営信用金融機関は経験を集めて、とりわけその組織と資金とを結びつけること（貯蓄銀行を統合するドイツ手形交換所）によって危険を適切に分散できるようにした。公営信用機関では、他のすべての公営企業と同様に、固定した活動範囲を設定し、その外側で民間資本を監督することは難しいし、もともと必要でもない。帝国信用金融株式会社の活動から明らかのように、大銀行独自の業務分野でも、民間資本の独占的活動を永遠の侵すべからざる規範として賞賛する理由はないのである。公営信用金融機関は、最終的にはその機関の長が選挙人にたいし責任を負うことになっているので、全体福祉の保護という経済政策的観点を活動の基礎にするだろう。つまりそこでは、経済にたいする安価な、適切に配分された信用（供与）、貯蓄利子の保護、公共団体の活動（労働供給、移住等）にたいする援助が行な

われる。とくに中央信用金融機関は大きな責任を持っており、最近では以前よりも責任が重くなってきている。その理由は、例えば国立銀行はますますあらゆる景気規制の重要な手段になりつつあること、および外国における信用受入れ業務の監督に決定的な影響を持っていることのためである。さらに、地方自治体の公債が手形交換所に集中され、農業の外国信用がレンテン銀行信用金融機関に（農業の対人信用がプロイセン中央協同組合に）集中されたことにもよっている。しかしだからと言って、公営信用金融機関は純粹な福祉活動の機関でなければならぬとか、民間銀行と同じように商売を切りもりできないなら、商売から手を引くべきだということではない。

公共団体の活動は、戦後さらに大きな意義を担うようになった。住宅不足のため、住宅利用は公的に規制され、住宅生産は公的な援助を受けざるをえなくなったからである。地方自治体は、戦前すでに直営によって小住宅の需要の大部分を満たしていたが、今や非常に広い範囲にわたって一部は建築主として、しかし多くは信用供与者として従事している。そのため資金は家賃税からまわされたが、その全部ではないとしても、一定の部分が建築のために留保されていたのである。家賃税のうち現在は年々ほぼ八〇億マルクが建築のためにまわされている。これによって自治体所有としてであるが不動産債権者としてであるが、ドイツの家屋財産にたいする地方自治体の資本持ち分はたえず大きくなっている。ドイツの家屋財産にたいする公共団体の持ち分がこれ以上増大しないで行っているのは、ドイツの租税制度に欠陥があるためである。ウィーンの場合は、この分野での公共的活動がもし財政的に可能であるなら、どれほどの、そしてどのような良い成果をもたらすことができるかを示している。

經濟民主主義 (3)

全經濟の範囲内での公共經濟の意義にかんする評価によれば、ドイツにおける公共經濟の生産額の価値は現在百億マルクから百二〇億マルクに達しており、二〇分の一の生産者が公營企業で働いているという結果が出されている。(この評価の資料については、附録Iを見よ。)

II

公營企業の重要性がますます増大しつつある理由は、大都市と現代の交通の發展のなかに、現代の戦時需要のなかに、エネルギー經濟のなかに、したがって分離することのできない事実の世界のなかに見出される。しかしそれにもかかわらず、公營企業の拡大という理念を達成するには大きな困難を伴なわざるを得ないのである。戦争直前の数年においては、繁榮している自治体と成長しつつある産業独占体とのあいだの権力関係はつぎのようなものであった。重工業は混合經濟的經營という方法でのみ、その影響力を拡大することができた。当時、ライオン・ウェストファーレン電氣工業株式会社の電力・ガス供給網が成立したのである。戦時經濟の波は公共經濟の影響を強化し、革命期における社会化のための努力にひき継がれていった。もちろん新しい社会化は、以前存在していたのとは全然別な姿になった。官憲國家に代って民主主義國家が現われた。さらに、公營企業を官僚主義的役所としてではなく、營業の観点にしたがってはいえるが、同時に全体の利益のために運営される自主的な有機的組織として育て上げる道が求められた。いずれにせよワイマル憲法第一五六条は、一九一九年三月のいわゆる社会立法との関連で經營の直接的国营化(有償)や經營の管理にたいする國家の関与(無償)を規定している。そのばあい國は、国有化を自分で利用することができるか、もしくは第三者のために、つまり州、地方自治

体あるいは上部団体である地方自治体連合のために経営を没収することができる。一九一九年十二月の電力事業法も同種の規定を含んでいる。しかし実際には、そうした権限はほとんどまったく行使されなかった。交通事業とエネルギー事業にたいする公共団体の影響は、むしろ新しい法律によってではなく、新しい技術という事実によって促進されたのである。やがて、戦争と社会化の時代の傾向にたいするイデオロギー的反動も感じとられるようになった。私有化の呼びかけが声高く叫ばれた。外交政策の困難と公共財政の破綻が、私経済にたいし国家〔の力〕を弱めた。後で明らかになったことだが、インフレーション過程は国营企業と民間企業に貨幣をできるかぎり早く物的設備に換えるよう強制したため、双方とも同じような仕方改革された。これによって大企業も国家も、安定化後に負債をおわずに拡張した設備を所有することができたのである。それにもかかわらずインフレーション期には、(税金を払わない)大企業家は、(税金が入ってこない)国家よりもはるかに経済的優位に立っていた。そこで例えば、ドイツの民間企業家は国のために財政的困難をとり除いてやるが、ひきかえに鉄道を担保としてとるべきだという考えが生れた。この考えは通らなかったが、後になってはじめて賠償債権者にたいする国鉄の質入れとして部分的に実現したのであった。その結果国鉄は、賠償支払いの資金源として私企業家層の強い影響のもとで、国とドイツ経済の代表者によって共同で管理された。ドーズ専門委員会との協定で成立した新しい国立銀行も、かつての帝国銀行当時に比べて民間企業家の影響をはるかに多く受けており、財政面でもはるかにわずかな収入しか国にもたらししていない。そうこうする間に公共財政は整備され、経済的観点からみて公共団体は民間産業にたいし弱者と感ずる必要がなくなった。しかし、公営企業をめぐる闘争は政治闘争である。政治的力関係は、安定化以後、ブルジョア的私的所有を援護する政党にとつて決して不利なものではなかったの

經濟民主主義（3）

である。私有制化を求める要求はずっと続いている。大企業は、手工業の利害関係という加勢を得て、したがっていわゆる「中産階級政策的理由」から地方自治体の活動を制限しようと努力している。こうした努力は、これまでのところ国立銀行総裁シャハト博士の政策のなかにもっとも強く現われている。彼は外国信用の供与のさいに、民間企業と地方自治体とを同等に扱わなかったため、地方自治体の公営企業の維持と拡大を危うくしている。これと並んで、貯蓄銀行の活動制限を求める銀行の闘争、民間企業の遠距離ガス独占に反対する地方自治体と社会主義政党の闘争、地方自治体による電力供給の分野に再び足場を得ようとする電気技術産業の努力が行なわれている。

自由競争のイデオロギーは、その純粹性がずっと以前に古くさくなってしまったが故に、現代の事実と対立する。企業家の上部団体の声明のなかで、私的所有は「われわれの全文化生活の基礎」であると再三再四表明された。そのさい純イデオロギー政策的な力の結集が重要であって、かならずしも独自の経済的利益が問題ではなかったことはいわゆる住宅統制経済にたいする大企業の態度から明らかである。住宅統制経済は、一方では中古住宅の家賃を低くおさえ、他方では家賃税収入からの建築融資によって新築家屋をも安くするものであり、もともと企業家に歓迎されるにちがいがなかった。なぜなら低い家賃によって、賃金もさらに生産費も低くおさえることができるからである。それにもかかわらず全企業家層は、この点でイデオロギー的理由からおよび彼ら自身の利益に反してせまい範囲の建築業者と家主に連帯する。

一九二六年十一月に行なわれた企業家層の全上部団体の決議のなかで、つぎのように謳われている。

「わが民族にあっては私有財産と、工業、農業、商業および中小経営で自由かつ独立な仕事に従事する個人の

権利とが最高の財産であると考えられているが、そうしたわが国経済の歴史的形成とわが民族の特性に、ドイツ経済は本質的に私経済であるということが対応しているのである。」

上述の概観から明らかのように、「歴史的形成」をこのような具合に引合いに出すことは決して根拠のあることではない。同様に「わが民族の特性」について語ることも当を得ていない。それどころか、西洋文化の種々な諸民族のなかでまさしくドイツ民族は、はるか以前にそして最近でも全体利益のもとへの私経済の徹底的従属を体験した民族であった。しかもそれは、公営企業という形でも体験したのであった。ゾンバルトは、かつてのヨーロッパにおける国营企業と半国营企業について叙述したさい、アングロサクソン諸国の「商業主義的」傾向とドイツ諸邦の「官僚主義的」傾向を区別した。しかし資本主義的發展の一般的傾向は、このような民族的特性よりももっと強力である。そしてこの傾向の作用として、ドイツよりもはるかに強く私的競争の徴候を有する国々でさえ、現在公営企業が国富と国民生産の大部分をつくり出している。最近公表されたイギリス自由党経済委員会の調査では、公営企業に投資された資本は四〇億ポンド・スターリングと査定されている。イギリスでは国有の高圧電線や国有の無線系統の設置は、保守党のポールドウィン政府の仕事である。フランスでは、窒素とカリの生産は国家経済の色彩を強く有しており、イタリアでは鉱物性の油の供給は国家によって独占されている。このほかに、西側の諸国でも混合経済制度が普及している（ベルギーのローカル鉄道、フランスの大型発電所）。アメリカ大陸では、カナダの電力産業が大部分国家に握られており、アメリカ合衆国では発電所が（民間鉄道も）国の料金規制を受けている。これは、ドイツのいわゆる調停裁判所によって行なわれる国の価格規制よりもはるかに進んでいる。

III

民間企業家は、自分に最大の利益をもたらす価格で商品を売る。彼は自分とその相続財産に確実に利益をもたらすことのないような仕事にはたずさわらない。少くともこれが、本来の自由経済の方法である。近年、(ラーテナウ、ケインズ、新しいイギリス自由主義の経済報告によつて) 株式会社の状態は、今日たしかに私的所有ではあるが、しかし個人や家族のせまい利己主義的観点ではもはや指導されない経済組織を可能にすることが強調された。しかしこれは、あの自由競争の方法が少くとも重要な一連の産業部門にたいしもはや適切に機能していないことを表現しているにすぎないのである。所有者や株主の利潤追求がもはや生産の方向にとつて決定的でないところで、彼がどこから自分の固定利子を得るかについて無関心であるにちがいない債権者以上のものを彼のなかに見るとしたら、それは誤りであろう。なぜならこの点こそまさしく、公営企業を民間資本の企業から区別するものだからである。公営企業は、損を覚悟で仕事をする用意がある。直ぐにはないが、数年後にあるいは数十年後にはじめて、そしてしばしば自分の金庫に直接かえってくるのではなく住民のために利益になるのである。このばあいもし利益が生ずるとしたら、その利益は税負担能力の増大という形で間接的に自分の金庫にかえってくるにすぎない。地方自治体は水道事業として水道管網を広げることができ、この拡張が移住政策的理由から、例えば新郊外地の開発のために必要であるならば、それはなんの儲けにもならない。同様に農村地方への電力供給は、少くとも初期の時代にはいつも収益がないのだが、しかし将来の国民経済的利益を期待して行なわれねばならない。このような例は、いくらでも挙げることができる。さらに公共団体は、「人間のたための

共同経済であつて、経済のための人間ではない」という原則を追求しつつ、公共団体で働らく労働者の諸条件を人間にふさわしく形成し、それによつて社会政策の先導者として、民間企業家にとつての模範として活動するというやり方でも公共の福祉に奉仕するよう義務づけられている。

このような公共団体の——資本主義的観点からみれば——「非経済的」活動が可能であるのは、当然それが、その事業収益のほかにもっとも重要な収入源として住民の担税力を背景にしているからである。これにたいし公共経済の敵対者は、つぎのような分業を理想として掲げる。すなわち、公共団体には税金によつて財政援助を受ける補助金事業（学校、病院、道路建設等々）、私企業には他のすべての事業、したがつて利潤をめざすすべての事業という分業である。しかしこのシェーマは、今日の現実と矛盾している。もしこれが実現するなら、もともと利潤事業の基礎となりうる大量供給（交通事業、エネルギー事業、その他多く）は私的独占の掌握するところとなり、その結果わずかな民間企業家のために住民を搾取する道具となる。それ故私的独占の危険がある供給部門は、すべて公共の経営にゆだねられるべきであるという観点から出発するなら、公共団体はつぎの二種類の企業を経営しなければならぬことは明らかである。ひとつは原価よりも安く公衆に供給しなければならぬ企業、したがつて本質的に税金の援助を受ける企業と、他は独立採算の企業である。イギリスの経済学者ピグーは、これをつぎのように分離している。価格があまりにも低くすぎるばあい、望ましくない浪費的な消費増加に導くよ⁽⁶⁷⁾うな商品とサービスは、すべて原価償還の原則で売られねばならない。鉄道、ガス、電力等がこれである。これにたいし利用がもとも制限されている経営と施設（病院や水道）、あるいは、値上げとはちがった仕方⁽⁶⁷⁾で、つまり直接的な規定によつて容易に規制しうる経営と施設（道路）、あるいは、衛生的または文化的理由から利用の増

經濟民主主義 (3)

加が望まれる經營と施設(學校、衛生、スポーツ設備、博物館、圖書館)——これらはすべて無料で、もしくはいづれにせよ原価を償還する必要のない料金で住民に供給されねばならない。そのばあい第一の經營では、原価償還(したがって生産費と、言うまでもなく拡張費と改善費の償還、例えば建設資金と合理化資金の借入金の子支払と償却)のみが目指されるべきか、あるいはそれ以上の収益も目指されるべきかという問題が生ずる。このばあい第二の經營の出費は税金でまかなえないときにはその「第一の經營の」収益から埋め合わせられることになる。これは租税制度の問題である。公營企業の収益は、もともと間接税と同じである。公共団体が他のより適切な租税源を自由に使うことができたなら、きっとそちらの方を選ぶだろう。だが現実には、とくに地方自治体の租税源は国と州の法律によって制限されているため、事業収益をやめることができないのである。

ピグーのシェーマは、おそらくだいたいのところは正しいが、しかしエネルギー事業や交通事業のような大規模な設備を持つ事業では、大衆消費が増加するにつれて出費そのものは低下するのが常である。したがって暫定的に、料金表を原価以下におさえ、消費の宣伝によって出費を少くすることの方が目的にかなっている。このばあいには、公共団体は独自の税金基金から合理化資金の借入れを行なう。公營の保険施設で同様な事例がみられる。それは、安い保険料によって顧客の範囲をひろげ、それによって再び保険料の値下げと地方自治体の補助金払戻しが可能になるばあいである。最後に、公共団体の収益事業そのものも、それによって税金の蓄積から完全に独立しているわけではない。なぜならそれは、租税負担力という事実によって信用をかなり高めることができるからである。したがってこのばあいでも、合理化の基礎は強制団体の租税負担力にあるわけである。

価格問題と同様に、労働者問題においても公營企業の社会政策的努力には明らかに限界がある。消費者のため

のガス料金値下げが一定の限界につきあたるように、ガス会社の労働者の賃上げも無限に行なうことはできない。しかし、公営企業におけるガス料金は、ガス会社の賃金と同様に民間企業とは異なって形成される。なぜなら、最終的決定機関として決定をくだす公共団体の選挙人は消費者だけで構成されており、その大部分は同時に労働者でもあるからである。それ故選挙人の圧力のもとで、労働条件と価格は原価と財政状態によって与えられた限界のなかで改善のすることができるのである。

低価格と高賃金は大衆購買力を上昇させ、それ故安価な大量生産を可能にするが、それらが生産の低コスト化に果す役割について、ここでは民間企業よりも先に認識されねばならない。とくに公営企業では、多額な、できるかぎり完全に利用する必要がある設備資本を伴う大量供給事業がもつばら問題になるからである。自治体労働者の状態の変化は、しばしば選挙人の政治的構成の変化を反映している。例えば、地方自治体が民間雇主体と一諸になって時代おくれの社会政策を行なうかどうか、あるいは地方自治体が市議会の労働者代表の圧力のもとで、自治体労働者の連合体と一諸になって労働者状態の改善を行なうかどうかは力の問題である。労働者の力によって私的資本の勢力が押しつけられるほど、また、少数の企業家にたいする多数の住民の勝利が明らかになればなるほど、これまで抑えられていた労働者層自体の内部対立ももちろん一層はつきりする。なぜなら無制限に値下げ（と減税）と賃上げとを同時に、行なうことはできないからである。これが可能であるのは、大量生産の拡張が割に合い、技術改善が可能であるばかりのみである。だがある限界から先は、賃金の利益は消費者と納税者の利益と対立するようになる。労働組合の課題は、経済政策を実際にこの限界にまでたえず押しすすめることにある。しかし合理化の可能性をすべて利用しつくした後では、この対立は避けられない。それ故実際に

は、いろいろな利害グループの生き生きとした相互作用が公共事業の政策内容を形成するのである。それは、組織された経済を擁する公共組織の政治生活を利害関係の相互作用として考えねばならないのと同じである。ただし、それがもつばら財閥や個人の闘争だけから成り立っているのではないである。したがって労働運動と民主的な労働者組織に課せられていることは、全体の利益のためにいろいろなグループの要求について均衡を見出すことである。そのために、共同経済においてもいろいろなグループが労働組合に結集することが必要である。

今日すでに、グループ間に均衡の萌芽が見られる。つまり労働運動における連帯の思想が、対立の混乱から出口を見出す糸口となっている。労働組合総同盟には、ほぼ三五の種々な職業団体と産業団体が代表されている。それぞれのグループは生産者として、消費者としての他の三四のグループと対立しているわけである。種々な地方的利益も互いに対立しあっている。例えば、互に競争している炭鉱地帯の利害関係や大地方自治体と小地方自治体の利害関係がこれである。解決はこれまでいつも労働者の内部で行なわれてきたが、そのさい「労働運動の全体は部分より重要である。部分利益は全体のために犠牲にされうる」と自分に言いきかせていたのである。だが労働運動の連帯は、民間資本が経済からあるいはある産業部門から追い出される瞬間に終りになるわけのものもあるまい。

労働者全体にたいする個々の労働者グループの責任は、大量供給が民間資本から公共団体に移ることによってまさしく増大する。さらに、公共団体が所有階級の手から多数の労働者の手に移ることによっても大きくなる。ガスや水道事業のストライキは、数百万の労働者家族の苦勞がかかっているので、今日では非常に慎重に行なわれる。しかし、公共組織の機関における労働者代表の影響力が強化されればされるほど、この武器を使わざるを

得なくなるものが一層少なくなる。国民のプロレタリア化と行政の民主化、および中央の供給分野——ここでは少数の公的機関から大衆へのサービスが行なわれるが、最終決定機関は大衆のコントロールのもとにある——の意義の増大はつぎの事態に導く。すなわち労働組合の闘争はグループ「部分利益」の闘争としてはますます行なわれなくなること、それは全体の利益にますます強く導かれること、それ故労働者の政治闘争ともますます密接に融合するようになることである。

上で見たように、一連の事業と施設、学校、道路等々にたいする税金の補助はまったく正常である。だが例えば、掘り尽された古い国営鉱山や売上げゼロの国営軍需品修理工場が休業しないように人為的に保護されるとし(70)

たら、事情は若干別である。ここでは、国は解雇された労働者に十分な補償をし、その移住や再教育の世話をみる義務があるが、しかし収益のない企業をいつまでも維持しつづける義務はない。このような事態をより容易に監督するため、公営企業について——企業についてと丁度同じように——たえず広範囲にわたる事業成績の公開が必要である(新聞による公表)。なぜなら新聞もまた民主主義の一部だからである。これによって公衆と議会が、同様な私企業と公企業についてその収益性を比較することができるようにしておかなければならない。市営企業における地方税の免税、国営企業における国税の免税は実際にはしばしばたんなる計算上の単純化にすぎないが、民間企業との比較のためには一般的な租税規定から企業に発生する負担を特別に算出し、たえず公表することが望ましい。これによって、補助金交付が裏で行なわれる可能性は今日の状態よりもっと少なくなるだろう。なぜなら現実には、そのような事例はほとんど見られなくなるからである。市町村、州、および国の税金は、福祉、教育、軍隊の需要をカバーするには十分でない。そのため公営企業が、反対にこれらの需要をカバーする

經濟民主主義（3）

ために動員されねばならない。一九二五年には、ドイツの地方自治体交付金の一五パーセントが公営企業の収益から補填された。ドイツの都市統計年報で調べた七九都市のうち、一九二五年に税金の補助を要求した公営企業は五つの都市で見られたにすぎない。（それらは、路面電車の公営企業だけであった。）